

事務事業評価の評価結果について（平成29年度の事業に対する評価）

政策財務部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
秘書課	秘書一般関係事業	市長及び副市長のために円滑な公務の執行が図られるようサポートします。関係各種団体及び個人のために交際費の支出、後援名義の使用許可、市長会関係事務などを通じた円滑な市政の推進を図ります。	市長及び副市長の日程調整に係るダブルブッキング及び連絡漏れの件数	市長及び副市長と関係各種団体等との連絡調整（行事等参加に係る日程調整や内外部との協議等）を迅速に行うことが、円滑な市政運営につながるため、ダブルブッキング及び連絡漏れが発生しないよう当該件数を指標とします。	0件	0件		即時即応を目指し、担当間や担当部局と密に連絡を取り合うことで確実にスケジュール管理を行った。	4	担当職員間での連携を意識し、情報共有を進めることで迅速に事務処理を行うことができた。交際費の支出、後援名義の使用許可などの事務事業も適正に執行し、円滑な市政運営に寄与することができました。	現状維持	当該事務事業は、市長及び副市長の円滑な公務執行のために必要不可欠な事業であり、内部管理が主となる事業であるが、今後も適正かつ効率的な事務処理を心がけ、市長及び副市長の意思決定がスムーズに行えるよう秘書業務を進めていきます。
政策課	企画事務関係事業	所管業務の円滑な推進を図るため、庶務関係経費の効率的な執行を行うとともに、事業推進交際費の総括として、各担当課への予算調整を行い、取扱い基準に基づく適正な執行を行います。	需用費等事務用経費の執行抑制	効率的な事業推進を図りつつ事務経費の削減を図り、需用費等の事務用経費の支出を抑制します。			用紙の裏面再利用やコピーの削減などにより、経費の抑制を図ります。また、関係所管と調整し、適正かつ効果的な交際費の執行を図ります。	カラープリンター用消耗品の一括購入など、効率的な予算の執行に努めました。交際費について、予算配分だけでなく、効果的な執行となるよう調整を行いました。	4	庶務関係経費の適正な執行管理に努めるとともに、事業推進交際費については、取扱基準に基づく適正な執行を行うことができませんでした。	現状維持	今後も、カラープリンター用消耗品の一括購入や、資料の作成部数の精査などにより経費の抑制に努めながら、適正な事業推進を図ります。
政策課	企画事務事業	本市のまちづくりの進捗状況と課題を明らかにするため、総合計画後期基本計画の進捗管理を行うとともに、市民へのユニバーサルデザインの浸透に取り組み、参加と協働のまちづくりを推進します。また、平成30年度からの本市のまちづくりの方向性を示すため、次期総合計画を策定します。  また、平成27年度に策定した津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づき、地方創生の取組も進めていきます。	総合計画の適正な進捗管理	総合計画に位置付けられている各事業の実施状況を適正に把握することでより着実なまちづくりの推進を図ります。			ユニバーサルデザインのまちづくりなどの事業を着実に推進するとともに、総合計画及び津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の適正な進捗管理と次期総合計画の策定、新市まちづくり計画の変更に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画後期基本計画の進行管理やユニバーサルデザインの周知、啓発を行った。</li> <li>また、次期総合計画の策定に向けた意見交換会やパブリックコメントを実施し、平成29年12月に津市総合計画基本構想・第2次基本計画を策定した。</li> <li>津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の進行管理及び地方創生関係交付金の取りまとめを行った。</li> <li>合併特例事業債の有効活用のため、新市まちづくり計画の変更を行った。</li> </ul>	4	津市総合計画審議会での審議、津市議会での議論などを踏まえ、平成30年度から計画期間とする新しい総合計画を策定することができた。また、必要に応じ公共施設等の除却等に合併特例事業債が活用できるよう、新市まちづくり計画の変更を行った。	拡充・充実	高校生への市政インタビュー、意見交換会、パブリックコメントを通じて、市民や団体からの意見をとりまとめ、市民の声を反映しながら新しい総合計画を策定することができた。新しい総合計画に掲げた将来像「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」を実現するべく、進捗管理を行っていく。また、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けたより一層の意識の向上を図るとともに、津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づき、地方創生の取組も進めていく。
政策課	公平委員会関係事業	職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずるために、地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法に定める公平委員会の円滑な運営を行います。	審査及び措置要求への迅速かつ適正な対応	日頃から全国公平委員会連合会等が主催する研修会等を通じて情報収集、調査研究、知識の向上を図り、審査及び措置要求があった際に、迅速で適正な対応を行います。			全国公平委員会連合会等が主催する研修会等へ出席し、情報収集、調査研究、知識の向上に努め、審査要求等があった場合には迅速で適正な対応を行います。	全委員が1回以上研修会に出席し、情報収集、調査研究、知識の向上を図ることができました。また、不利益処分の審査請求に対し、委員会において審査し裁決を行いました。	4	地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に適切に対応できるよう知識の習得や情報収集等を行いました。また、不利益処分の審査請求に対し、委員会において審査し採決を行いました。	現状維持	今後においても、研修会等への出席により情報収集、調査研究、知識の向上を図るとともに、事実の申請にあっては、適切な審査対応を図ります。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
東京事務所	東京事務所管理運営事業	A. 本市・三重県出身者の勤務する首都圏の企業、省庁等や、本市に本社・支社・工場等を置く企業等に対して、市の工業用地に関する情報の提供を行うとともに、首都圏に本社機能を置く企業の動向等（主に工場等の新設に関すること）や中央省庁における政策的な情報の収集を行い、本市の首都圏における情報送受信のアンテナのとしての役割を担います。 B. 首都圏の住民、企業全般に対し、本市の観光・物産情報の紹介や、企業訪問等により津市のPRを行い、知名度の向上と誘客、企業の立地の促進を図ります。	情報収集活動数	シティプロモーション全般のクオリティ内容を担当部局で評価・整理を行うことに伴い、従前の首都圏におけるイベント実施に係る指標を見直し、省庁や本社機能を有する首都圏立地企業等からの情報収集・提供活動を活動指標として設定します。	500件	287件	継続的な情報収集活動に伴う有益かつ時宜・迅速な情報を関係部局へ提供することで、市政に効果的に反映し、持続的な市潜在力の向上につなげます。	年9回の「つてい」及びその他の情報発信イベントを行うとともに、効率的に企業訪問等を行うことによって、継続的な情報収集・提供活動を行い、市政への反映が図られたと考えます。	4	「つてい」をはじめ、首都圏における公共施設等を活用したシティプロモーションにより市PRと観光・物産の周知に一定度努めることができました。また、省庁や本社機能を有する首都圏立地企業等からの情報収集・提供活動は堅持・継続して行うことができました。	現状維持	「つてい」をはじめ、首都圏での公共施設等や各種イベントを活用して、市PRや観光・物産振興に資するシティプロモーションを継続していきます。また、省庁や本社機能を有する首都圏立地企業等からの情報収集・提供活動は堅持・継続しつつ、その対象範囲を拡充していくことで市施策に有用かつ企業誘致・設備投資等につながるよう多角的な情報収集を行っていきます。
広報課	広報事業	市政や各種事業・イベント情報などを市民にお知らせするため、広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用し発信します。また、本市の魅力を積極的かつ効果的に情報発信するため、国内はもちろん世界も視野に入れたシティプロモーション事業を展開します。	分かりやすく親しみのある広報活動、全国等に向けたシティプロモーション活動	市政や各種事業・イベント情報などを市民にお知らせするため、広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビ、ラジオ等の各種広報媒体を通じ、発信するとともに、本市の魅力を積極的かつ効果的に情報発信するため、全国をはじめ世界も視野に入れたシティプロモーション活動を展開します。			各種広報媒体を通じた情報発信を行うとともに、積極的かつ効果的なシティプロモーション活動を展開します。	各種広報媒体を通じた情報発信を行うとともに、積極的かつ効果的なシティプロモーション活動が展開できました。	4	広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビなどさまざまな広報媒体を通じた情報発信並びに報道機関への資料提供を行いました。また、プロモーションビデオの活用、津市産業・スポーツセンター「サオリーナ」のオープンに向けたPRや、県内で初めて国宝建造物に指定された高田本山専修寺の御影堂・如来堂のPRをきっかけに、本市の多くの魅力や住みやすさなど、積極的かつ効果的なシティプロモーション活動を展開し、目標に掲げる広報業務を行うことができました。 引き続き、それぞれの広報媒体の特性を生かした情報発信を行うとともに、さらなるシティプロモーション活動を推進します。	拡充・充実	広報業務においては、常に正確な情報が求められているとともに市民目線に立った情報を発信する必要があります。引き続き、広報紙、ホームページ、Facebook、ケーブルテレビなど、それぞれの広報媒体の利点や特性を生かしつつ、市民のニーズに沿った広報業務を実施していきます。 さらに既存の広報業務とともにシティプロモーション活動を展開し、本市の魅力を世界に視野を広げ情報を発信します。
財政課	財政事務事業	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定や新たな公会計制度へ対応を進めるなど、財政状況の公表に努めるとともに、健全な財政運営のための予算編成、財政考査等を行います。	経常収支比率	経常収支比率とは、毎年恒常的に支出される経費を継続的・安定的に確保可能な収入で除したもので、この比率が低いほどゆとりのある財政状況を表すものです。平成23年度における当該比率の全国平均は92.6%で全国的に上昇傾向となっており、本市も含め、非常に厳しい財政状況が続いていますが、健全財政の維持とまちづくりへの投資を両立する観点から成果指標としました。	92.50%	94.90%		平成29年度においても、経常収支比率の比率が高くなっています。	2	成果指標として設定した「経常収支比率」の数値は、前年と比較して上昇しており、目標値を達成することができませんでした。 また、当初予算の内容、決算分析や財政状況などについて、市広報、ケーブルテレビ、ホームページを通じて、市民の方々に周知を行いました。	現状維持	予算編成方法の検証や改善、適正な予算の執行管理を通じて、健全で安定した財政運営に努めます。 また、財政状況等の公表については、引き続き、各種広報媒体を活用して、分かりやすく市民の方々にお知らせしていきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
市民税課	税務総務事業	津税務署や県税事務所等の税務関係機関との連携のもと、各種研修会への職員派遣、税三課一室での研修事業を実施するなど、税務職員の資質の向上により、適切な賦課徴収に努めます。 また、三重地方税管理回収機構との連携により、滞納整理業務を中心とした税業務を推進します。	高い税務専門能力と優れた行動力を備えた職員の育成	市民目線にたつて業務を推進するため、高い税務専門能力を備えた職員の育成が必要なことから、研修参加者数を指標とします。	580人	613人		内外、専門を問わず研修を受講することができ、職員の能力向上が図られ、接遇や課税実績につなげることができた。	4	内外の研修会への積極的な参加により職員の賦課徴収能力の向上が図られるとともに、税務関係機関との密接な連携のもと、適正かつ効率的な業務が推進できた。また、各種研修への積極的な参加が図られ、参加者数の増加につながった。	現状維持	内外研修等への積極的な参加を促すと共に、今後も様々な研修を受講できる環境整備に努め、各職員の賦課徴収能力向上を図っていく。 また、研修で学んだことを自己完結だけに終わらせず、伝達研修をするなど情報共有をし、税務職員全体の能力向上に努め、適正で効率的な業務運営を図っていく。
市民税課	賦課関係事業	公正・適正な賦課業務を迅速かつ効率的に執行することにより、市税政への信頼と税財源の安定的確保に取り組みます。	特別徴収による納税の推進	税財源の安定確保を図るため、特別徴収による納税義務者数を指標とします。	90,000（人）	95,862（人）		<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県下全市町で特別徴収の一斉指定実施</li> <li>普通徴収希望給報に対する事前特徴通知を477事業所へ発送（30年3・4月）</li> <li>広報、他団体会報誌、チラシ発送、税理士会訪問等実施</li> </ul>	4	<p>情報システムの積極的な活用が図られ、効率的な課税業務のもとで、個人・法人市民税、軽自動車税等について、課税客体の把握に努め、的確に市税財源を確保することができた。</p> <p>また、平成26年度からの個人住民税の特別徴収義務者一斉指定に伴い積極的な啓発活動を行った結果、普通徴収希望給報に対する事前特徴通知が減少し、特別徴収による納税義務者も増加した。特別徴収実施率においては、90.5%を達成し、高い実施率を維持できた。特に、平成28年度からは公的年金からの特別徴収を徹底し、更なる税収確保に努めた。</p>	現状維持	今後についても、課税客体の把握、市税財源の確保に努め、国税連携による効率的な課税業務を推進する。 また、収税課等との連携の下、給与所得者の特別徴収の高い実施率を維持する。
資産税課	賦課関係事業	市内に所在する土地、家屋及び償却資産を所有するものに対して、「固定資産評価基準」に基づき、課税客体の的確な把握、調査、評価を行い、固定資産税及び都市計画税の課税を行っております。 固定資産税等は本市の基幹税であり、安定した税収確保は、各種行政サービスを行っていく上で不可欠であることから、納税者の理解を図りながら、継続して適正かつ公平な評価及び課税が実現できる取り組みを展開します。	審査申出及び審査請求の件数	安定した財源の確保のためには、適正かつ公平な賦課を図るとともに、納税者からの信頼の確保が必要です。 信頼を把握するためのひとつの指標として、地方税法の規定による審査の申出及び行政不服審査法の規定による異議申立て（H28から審査請求に一元化）の件数を、また適正かつ公平な賦課であることを示す指標として、申立ての結果、認容となった件数の割合を用います。	審査申出 0件 （認容件数の割合 0%） 審査請求 0件 （認容件数の割合 0%）件	審査申出 4件 （認容件数の割合 0%） 審査請求 0件 （認容件数の割合 0%）件		<p>信頼を把握する指標となる審査の申出が4件、審査の請求は0件でした。</p> <p>審査決定に不服があり係争中の案件が1件ありますが、適法かつ適正な評価に基づく公平な賦課であったと認識しています。</p>	4	<p>市税における基幹税である固定資産税は、地方税法に規定された「固定資産評価基準」に基づき決定することになりますが、課税対象となる土地や家屋等の評価及び賦課につきましては、職員の自主的な判断が求められることが少なくありません。そこで、プリセプターによる専門的知識の承継及び現場での経験を重ねること等により、職員のスキルアップを図る中で、課税対象物件及び対象者を正確に把握するとともに、納税者に対する説明責任を果たし、適正な評価及び公平な課税を行うことができました。</p> <p>今後とも、健全な財政運営及び財源確保のため、継続して事業を進め、市の基幹税目としての役割を果たしてまいります。</p>	現状維持	<p>固定資産税は、市税における基幹税としての役割を担っており、その基礎となる固定資産評価事務は、技術的に非常に高い専門的知識と経験が要求されます。</p> <p>そのために、研修会等への積極的な参加、事務マニュアルの作成などにより、職員の課税実務に関するスキルアップ、評価技術の共有や継承を図り、税に対する納税者の信頼性確保に努めていきます。</p> <p>また、配布物やPR関係については分かりやすさに重点を置いた内容の充実、固定資産評価・課税の仕組みについてはより一層丁寧な説明に努め、納税者から十分な理解を得られるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図ってまいります。</p>

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
収税課	徴税関係事業	<p>市財政の根幹を担う「税収の確保」と「税の公平性」を堅持するため、文書・電話等を活用した自主納付への働きかけを行うと共に、滞納者に対しては組織一丸となって厳正な滞納処分を行っています。</p> <p>また、納税者の利便性向上、行政サービスの充実を図るため、時代に応じた納税方法の調査・研究を行い、有効性の認められるものについては実現に向け取り組んでいきます。</p>	収納率	行財政改革後期実施計画平成27年度目標 現年度収納率98.7% 過年度分収納率23.0%と掲げています	98.9%	99.2%	厳正な納付指導と津市納税催告センターによる自主的納付の呼びかけなどを行い、現年度分の滞納を減らすことにより安定的な財源を確保します。	納付指導を中心として取り組んできた徴収事務と津市納税催告センターによる自主的納付の呼びかけの成果により、現年度分の収納率を向上させることができました。滞納繰越分については、滞納整理を進めた結果、高額案件が減少し、少額困難案件が増加したため前年に比べ若干収納率が下がりました。	4	<p>税収の確保と税の公平性を堅持するため現年度分については、厳正な納付指導、津市納税催告センター（電話催告）による自主的納付の呼びかけにより目標の徴収率を達成できました。また、滞納繰越分は、自力執行権の行使である滞納処分により、滞納額の縮小を図ると共に、三重地方税管理回収機構への市県民税・固定資産税等の効果的な移管を行いました。また、納税者への利便性の向上を図るために、督促状でのコンビニ等での支払いやクレジット収納等での納税の導入について検討を進めました。</p>	拡充・充実	<p>税収の確保と税の公平性を堅持するため、現年度分については、厳正な納付指導、津市納税催告センターによる自主的納付の呼びかけを継続し、引き続き99.0%以上の徴収率を目指します。また、滞納繰越分は、自力執行権の行使である滞納処分により、滞納額の縮小を図ると共に、三重地方税管理回収機構への市県民税・固定資産税等の効果的な移管を行います。また、納税者への利便性の向上を図るために、督促状でのコンビニ等での支払の導入、さらにクレジット収納等の導入について検討を進めていきます。</p>
特別滞納整理推進室	徴税関係事業	<p>特別滞納整理推進室は、税の手法を活用して効率的かつ効果的な徴収に取り組む組織として平成23年4月に設置され、現在、市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、保育所入所負担金、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金・分担金の高額・困難債権を各担当課から引き受け滞納整理に励んでいます。</p> <p>滞納整理にあたっては、全ての債権が各担当課で徴収できなかった困難事案であることから、国税徴収法や地方税法といった各種法律を駆使し、厳正なる姿勢で各種調査、差押処分などを行うことにより、平成23年度から平成29年度までの7年間で延べ6,880件、約34億1,770万円の滞納債権を回収しました。</p> <p>また、徴収業務以外にも各担当課徴収職員の研修や指導も行っており、担当課自体の徴収能力向上にも併せて努めております。</p>	徴収率	<p>国民健康保険料、介護保険料、保育所入所負担金、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金・分担金について、室での引受期間（概ね1年）内に引受債権全体で徴収率20%以上をめざします。（公課のみ）</p> <p>※市税については、収税課と一体的な目標値となるため、室としては専属の公課について独自目標を立てています。</p>	20%	<p>&lt;平成29年3月末現在&gt; 平成28年度引受 53.9% 平成29年度引受 33.9%</p>	滞納整理が進み、各債権共に少額化し、徴収が困難となる事案が多くなっているが、平成29年度においては全体的に堅調に徴収することができた。他の債権と比べると後期高齢者医療保険料の収納率が低いが、既に債権差押を行っているものの租税優先で取立に至ってない事案が多いため、今後は収納率も向上すると見込んでいる。	4	<p>室設置から8年目を迎えるが、平成29年度も約4億8,492万円の高額・困難債権を徴収し、室設置以来の総計で約34億1,770万円を超える徴収実績が出せた。新規採用職員の配置など体制的に厳しい状態が続くが、職員育成に力を入れてきた結果、滞納事案の少額化など困難事案が増加している中でも、徴収額・徴収率共に前年度以上の成績を収めることができた。</p>	現状維持	<p>室の設置効果については、各担当課の滞納繰越金における徴収率アップという形で確実に現われており、各担当課職員の滞納整理も相乗効果で年々レベルが向上している。</p> <p>また、高額滞納案件については市税を中心に年々減少傾向が見られるため、引き受け基準を緩和しながら年間800～900件程度の移管を今年度も引き受け、更なる滞納縮減に努めるとともに、担当課徴収職員に対する研修・指導等も引き続き行っていきます。</p>	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
財産管理課	公有財産管理事業	各施設所管が施設管理を円滑に実施できるよう、市有財産の総括管理の一環として損害保険に関する事務、公共施設等から排出される廃棄物の収集運搬・処分に関する事務、土地取得等審査委員会事務局として取得又は処分に係る総合調整事務等を行っている。 また、このほか、津市公共施設等総合管理計画の推進、未利用地の売却による歳入確保に向けた取り組みを行っている。	津市公共施設等総合管理計画の推進	今後の公共施設のあり方の基本的な方針となる公共施設等総合管理計画を策定することとしており、この計画の策定を成果指標とした。			津市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の最適化を図るための共通方針及び施設整備指針の作成を行う。 また、実行力ある最適化を目指してエリア的再編計画を施設所管からなるプロジェクトチームで作成し、全庁的な場（津市公共施設等総合管理計画推進会議及び同コア会議）で協議を行う。	集会施設、消防署所、消防団施設、資料館等、本庁舎及び保健センターに係る整備指針並びに管理計画を推進するための共通方針を作成し、公表した。 また、津市公共施設等総合管理計画推進会議を8回開催し、放課後児童クラブ、コミュニティ施設、公民館、消防署などの整備について、方向性を示した。	4	6施設区分の整備指針及び共通方針を作成するとともに、予算協議に先立ち、各種施設整備事業の方向性を公共施設等総合管理計画推進会議で決定することができた。 また、未利用土地を売却することにより53,905千円の歳入確保を図ることができた。	拡充・充実	津市公共施設等総合管理計画に基づき、引き続き公共施設の総量と配置の最適化に向けた取り組みを進めます。 また、同計画に基づき、国から策定要請のある個別施設計画の策定に着手し、平成31年度前半の完成を目指します。
財産管理課	車両管理事業	職員が、車両を安全に運行できるように、車両管理の総括、車両の損害保険、集中管理車両の有効かつ効率的な管理及び配車、車両の運行に係る事故防止対策に関する事務を行っている。	集中管理車両の適正管理及び効率的運行	業務が円滑に進められるよう集中管理車両を良好な状態を保つとともに、適正管理により効率的な運行を確保することを指標とする。			点検の実施等により、不具合の発生を未然に防ぐとともに車両を良好な状態に保つ。 誰もがいつでも公用車を使用できるような環境を整備する。	点検の実施等により、不具合の発生を未然に防ぐとともに、初年度登録から17年以上経過した車両を対象とし、走行距離、車両の状態等の調査の結果、7台の公用車を更新し、車両を良好な状態に保つことができた。	3	集中管理車両の走行に支障がないよう適切な維持管理を行うことができた。また、全職員を対象とした安全運転講習会、新規採用職員等を対象とした交通安全運転研修会、消防職員を対象とした研修会を実施するとともに、交通事故を起こした職員を対象とした安全運転適性講習等を行ったことにより、公用車の安全運転に対する意識の向上を図ることができた。	現状維持	引き続き、集中管理車両の適正な維持管理を行い、限られた車両を効率的に運行するための管理を行うことにより、円滑な業務執行に資することができるよう努めます。 また、公用車での交通事故発生も少なくないことから、安全運転講習会等を通して、交通事故防止に対する意識の啓発に努めるとともに、ドライブレコーダーの設置や衝突被害軽減装置搭載車両の導入など、ハード面からも事故防止を図ります。
財産管理課	庁舎維持管理事業	来庁者の方が安全に安心して利用していただけるよう、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を図るとともに、本庁舎等における施設環境の整備及び適正かつ効率的な維持管理に努める。	庁舎等の適正な維持管理	本庁舎等における施設環境の整備及び適正かつ効率的な維持管理を行うことを指標とします。			ユニバーサルデザインやバリアフリー化を踏まえ、本庁舎等における施設環境の整備及び適正かつ効率的な維持管理を行う。	本庁舎等において、空調管理による電気使用量の削減に努めるとともに、施設環境の整備及び適正かつ効率的な維持管理を行うことができた。	3	本庁舎において、施設の修繕、改修工事や各種点検業務及び空調設備の運用などの管理業務を遂行することにより、庁舎の適正な維持管理を行うことができた。 また、本庁舎大規模改修計画を策定することにより、改修項目の選定並びに具体的な施工方法等の検討を行い、円滑な工事実施に向けた取組を進めることができた。	現状維持	平成30年1月に策定した本庁舎大規模改修計画に基づき、平成30年度に実施設計を行い、平成31年度から3年間で大規模改修工事を実施する予定であり、工事が円滑かつ効率的に実施できるよう取り組みを進めます。 また、空調設備等の適切な管理を行うことにより、維持管理経費の縮減に努めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見	
財産管理課	庁舎整備事業	<p>本庁舎を補完するため、本庁舎周辺の施設整備事業として、旧県営住宅跡地へ津市応急クリニック及び教育委員会庁舎となる新施設の整備事業を推進する。</p> <p>また、旧裁判所官舎跡地へ津北工事事務所を建設するために、旧裁判所官舎の解体を行う。</p> <p>※平成28年度に応急クリニック及び教育委員会庁舎建設並びに旧裁判所官舎の解体完了</p>		救急医療体制の確立と本庁舎を補完する事務所機能の整備を指標とします。								廃止	<p>応急クリニック及び教育委員会庁舎の竣工に伴い当該事業は廃止しますが、今後において必要な事業が発生した場合には適切に対応していきます。</p>
検査課	検査事務事業	<p>公共工事における厳正かつ的確な検査の実施のため、工事検査要綱に基づき、公共工事が契約図書等により適正に施行され、品質等が確保されているかを検査します。さらに、工事成績評価を行うことにより、受注者の指導育成を図り良質な社会資本を確保します。</p>	工事検査実施率	事業担当課よりの検査依頼件数に対する適正な検査実施件数の割合を表す工事検査実施率を指標とします	100%	100%		<p>工事件数は昨年度ほぼ同じ件数であり、調達契約課と連携して、発注計画の平準化を呼び掛けてはいたものの、依然として、年末、年度末に完成検査が集中する状況が続いているが、第3機関、兼任・併任検査員との連携により適正に検査事務事業が実施できた。</p>	4	<p>今年度についても年度末に検査が集中したが、兼任・併任検査員の増員及び、工事成績採点基準等に関する説明会の開催により、検査体制の強化充実を図り、適正に検査を実施することができた。</p>	現状維持	<p>減少傾向にある機械・電気部門の検査員への対応として、予算措置により第3者機関への検査委託数を増加して行ったことにより各部門の検査について適正に検査事務事業が実施出来たが、今後についても機械・電気部門の検査員の増員が見込めないことから継続して第3者機関を利用した検査体制を行う。</p>	